

北上市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

北上市建築基準法施行細則（平成３年北上市規則第１８５号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（工事監理者等の決定等の届出） 第２条 法第６条第１項（法第８８条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下「確認」という。）を受けた建築物又は工作物の建築主又は築造主（以下「建築主等」という。）は、法第５条の６第４項の規定により工事監理者を定めた場合又は工事施工者を定めた場合（法による確認の申請書に記載して確認を受けた場合を除く。）は、工事に着手する前に工事監理者等決定届書（様式第１号）により<u>建築主事</u>に届け出なければならない。 ２ [略] （工事等の取りやめの届出） 第３条 建築主等は、確認を申請し、又は受けた建築物若しくは工作物の工事を取りやめた場合は、工事等取りやめ届書（様式第２号）により<u>建築主事</u>に届け出なければならない。 （認定申請書） 第１３条 [略] ２～５ [略]	（工事監理者等の決定等の届出） 第２条 法第６条第１項（法第８８条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下「確認」という。）を受けた建築物又は工作物の建築主又は築造主（以下「建築主等」という。）は、法第５条の６第４項の規定により工事監理者を定めた場合又は工事施工者を定めた場合（法による確認の申請書に記載して確認を受けた場合を除く。）は、工事に着手する前に工事監理者等決定届書（様式第１号）により<u>建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）（当該工事が建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第３条第１項各号に掲げる建築物に係るものである場合にあっては、建築主事。次条において同じ。）</u>に届け出なければならない。 ２ [略] （工事等の取りやめの届出） 第３条 建築主等は、確認を申請し、又は受けた建築物若しくは工作物の工事を取りやめた場合は、工事等取りやめ届書（様式第２号）により<u>建築主事等</u>に届け出なければならない。 （認定申請書） 第１３条 [略] ２～５ [略]

様式第1号（第2条関係） [略] <u>北上市建築主事</u> 様 [略] 様式第2号（第3条関係） [略] <u>北上市建築主事</u> 様 [略]	<u>6 政令第137条の12第6項及び第7項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する認定申請書に省令第1条の3第1項の表1（い）の項、（ろ）の項及び同条第1項の表2（61）の項に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</u> 様式第1号（第2条関係） [略] <u>北上市建築主事等</u> 様 [略] 様式第2号（第3条関係） [略] <u>北上市建築主事等</u> 様 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部改正）
- 北上市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年北上市規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第16号（第18条関係） [略] 1 認定番号等	様式第16号（第18条関係） [略] 1 認定番号等

(1) [略] (2) 認定年月日 年 月 日 確認番号 第 号 確認年月日 年 月 日 <u>建築主事</u>の氏名 2～6 [略] [略] 様式第22号（第24条関係） [略] 1 認定番号等 (1) [略] (2) 認定年月日 年 月 日 確認番号 第 号 確認年月日 年 月 日 <u>建築主事</u>の氏名 2～6 [略] [略]	(1) [略] (2) 認定年月日 年 月 日 確認番号 第 号 確認年月日 年 月 日 <u>建築主事等</u>の氏名 2～6 [略] [略] 様式第22号（第24条関係） [略] 1 認定番号等 (1) [略] (2) 認定年月日 年 月 日 確認番号 第 号 確認年月日 年 月 日 <u>建築主事等</u>の氏名 2～6 [略] [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	